

私立高等学校等の授業料補助について

西尾市では、通信制課程を含む私立高等学校・中等教育学校後期課程・専修学校高等課程に在学する生徒の授業料負担者(保護者)の負担軽減を図るため、授業料の補助を行っています。該当される方は、この補助制度をご利用ください。

1 授業料の補助を受けることができる方

対象・・・生徒の授業料負担者(保護者):次の2つの条件への該当が必要です。

- (1)生徒の条件 :10月1日現在で私立高等学校(全日制・定時制・通信制)・中等教育学校後期課程・専修学校高等課程に在学していること。
- (2)保護者の条件:10月1日現在で西尾市に住所を有していること。

2 補助金額

所得に応じて、補助できる金額が変わります。

標準世帯年収(目安)	補助する金額
720万円未満程度の世帯	年額 30,000円
840万円未満程度の世帯	年額 12,000円
840万円以上の世帯(上限なし)	年額 10,000円

※所得は、保護者(=親権者)の所得を合算して判定します。

※年収は夫婦(配偶者控除あり)、子ども2人世帯の場合の参考年収です。

※「納入すべき授業料」に対して補助します。

【納入すべき授業料とは?】

「納入すべき授業料(実際の授業料)」とは、「正規の授業料」から「国の補助金」や「特待生等の免除額」等を引いた額です。

例)標準世帯年収720万円未満(目安)、授業料420,000円の場合

正規の授業料
420,000円

—

国の補助額
396,600円

=

納入すべき授業料
23,400円

補助する金額

3 提出書類

- ☐ 西尾市私立高等学校等授業料補助金交付申請書兼実績報告書(請求書)
☐ 同意書

4 提出先

提出書類に必要事項を記入のうえ、下記提出先にご提出ください。

(提出期限は提出先により異なりますのでご注意ください。)

申請書は西尾市ホームページでもダウンロードできます。



【西尾市 HP】

提出先	受付期間	備考
在籍する学校	学校の指定する期日	
西尾市役所4階 (教育庶務課)	令和6年10月31日(木)	在学等証明を受けてください。郵送可。

5 授業料の補助を受けることができない方

- (1) 授業料の納付を全額免除されている方
- (2) 国及び他の地方公共団体の補助制度により、授業料の全額を補助されている方
- (3) 専攻又は別科に在学している方
- (4) 学校教育法施行規則第150条3号に基づく文部科学省大臣の指定を受けていない各種専門学校に在学している方
- (5) 当該補助金の交付が4回を超える方

(連絡先)

西尾市教育委員会事務局教育庶務課 庶務担当 鈴木
〒445-8501 西尾市寄住町下田 22 番地(市役所4階)
電話:0563-65-2172 FAX:0563-56-2727
メールアドレス kyosho@city.nishio.lg.jp